

日本再生医療リハビリテーション学会定款細則

(目的)

第1条 この規程は、日本再生医療リハビリテーション学会（以下「本会」という。）定款第47条（委任）の規定により、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会選考基準等)

第2条 定款第6条第2項における入会の可否等に関する基準は、以下のとおりとする。

(1) 正会員 再生医療等の研究者またはその関係者として理事長が認める者

(2) 学生会員 学部生、大学院生等として理事長が認める者

(3) 賛助会員 本会の事業を援助する個人または団体として理事長が認める者

2 前項の基準により入会を認められた入会申込者には、入会許可通知を発送し、入会申込者は、当該年度の年会費を納入することによって、会員となる。

(入会の不許可)

第3条 前条の基準に該当しない入会申込者は、原則として、本会に入会できない。

2 前項のほか、当該入会希望者が、本会定款・その他本会の規程規則に違反するおそれがあると理事長が判断した場合には、入会を不許可とすることができる。

3 前2項について判断するにあたり、理事長は理事会の意見を求めることができる。

4 不許可とした入会申込者については、その旨通知し、年会費等受領済みの金銭等があれば返還する。なお、入会不許可の理由については、明らかにすることを要さない。

(規程の改廃)

第4条 この細則の改廃は、会員総会の決議を経て行う。